

秀忠大御所期の豊後府内目付について（下）

入江康太

第二章 府内目付の任務

府内目付の任務については松平忠直の監視だけではなく、九州全体の監察があったことはすでに指摘されている。第一章から府内目付の定期的な派遣が秀忠大御所期に遡ることは確実であり、こうした任務についても当該期について検討する必要があると考える。本章では二つの事例を通して、従来寛永九年までしか明らかにされていない九州の監察という任務が派遣当初からすでにあったこと、そして監察の具体的なありかたを明らかにする。

第一節 凤凰丸事件

これは筑前福岡藩主黒田忠之の華美な御用船所有が大坂の幕府船奉行小浜光隆から幕府へ報告され問題となつた事件である。このことは寛永二年七月頃には江戸で問題となり、当時の大船所有禁止令に抵触するものと考えられたため、「黒田右衛門^(サザン)佐殿之義今度之儀ハ御赦免被成候由、あふなき御身上にて御座候處ニ漸々相済」と岡藩江戸聞役武部左京の国元にあてた書状にあるように黒田忠之は一時厳しい状況に追い込まれた。しかし、同年一〇月頃には西丸所属の旗本高木正次^(サカキ)の奔走により事なきを得たらしい。江戸においては以上のような経過を辿ったが、この時黒田領へは大船所有を裏付ける舟入築造の調査のため

幕府から加藤平内・嶋田久太郎が上使として派遣されている。⁽⁵⁾ 上使のうち加藤は第一章から明らかなように府内目付加藤光直である。

同時期の府内目付の動向を見ると、まず八月二三日に府内目付へ八月二五日早々の筑前・肥後行きの命令が江戸から早舟で伝えられている。⁽⁶⁾ 府内近辺に飛地（三佐村・海原村）を持つ岡藩では府内目付の動向に注目し、次にあげる史料のようにその動きを探っている。

【史料八】

追而申上候、兩人之者共符内へ罷越様子承候処ニ、御おんミつにて御座候哉様子之段ハ御内衆ニも御おんミつ被成之由候故、猶以如何様之儀ニ御越被成候共知不申候事

¹、今朝までハ肥後辺へ御立被成候共、筑前へ直ニ御通被成候共知不申候而唯今様子具相尋候処ニ、先筑前へ御越被成之由ニ御座候、則おとまりハ石川主殿^(主君)介殿御領分くすニ御とまり被成之由ニ御座候、符内六十二里御座候、くすら又主殿介殿御領分ひたに御とまり被成之由ニ御座候、くすら日田迄七里御座候由候、弥明日ハ未明ニ御立被成之由ニ御座候事

²、筑前御仕廻被成御もとりかけニ肥後江御寄被成之由、内証又市様之御衆御物語ニ御座候、左候ハ、自然岡へ御寄被成儀も候ハん哉との御事候、是ハかやうにも候ハん哉との下々御噂ニ御座候事

³、肥後^ノ御もとりにハ御領分りてんま人足等可被仰付候哉、其仔細ハ此度肥後通御越被成候へ者今市^ノてんま人足被仰付様ニと御意可被成との御内証之由候へ者、筑前へ先御越ニ付不被仰付との御事候間、内々其御心得可被成候、御両^ノ殿様御内衆五、六十人も可有御座候との御事候

⁴、筑前・肥後御仕廻被成候へハ其儘平内様ハ御上り被成之由候、又爰元へ御もとりなく、すくニ御上り被成儀も可有御座候哉との御事、此段ハ知不申由ニ御座候、平内様御上洛被成儀者、御両殿様御くし取にて平内様御上り被成之由候、平内様御留守之間ニ御音物とも舟ニ御積置被成其儘ニ御上り之用意之由候、舟之儀ハ何方々御舟共未知不申候間追而可申

上候御事

一、右之様子御おんみつ之儀、今日兩人之者共ニおんみついたし候へとの御内証ニ候間、其元ニ而も其御心得被成可被下候、猶替儀御座候ハ、追々可申上候、恐惶謹言

已上又申上候、肥後辺へ御越可被成候と存候而兩人者共氣を詰申候処、筑前へ先御越被成安堵仕候、已上又申上候、肥後へ御寄被成儀今度之地震ニテ城そこね申を御覽可被成候ため斗にてハ御座有間敷候との符内町節御座候、以上

八月廿四日 上嶋源太夫

柴山勘兵衛

中式部様まる人々御中⁽⁶⁾

これは岡藩船奉行柴山勘兵衛・三佐詰岡藩士上嶋源太夫から中川式部にあてた書状である。これによると府内目付の筑前・肥後行きは総勢六十人にも及ぶものであり、その目的は彼らの家臣へも秘密にされていること、肥後行きについては同年六月の地震による熊本城の破損状況の視察だけないことが府内で噂として流れていることがわかる。

また、この史料からは府内目付の具体的な道程が明らかとなる。それは八月二五日早々に府内を出発し、当時九州唯一の譜代大名である石川忠綱領の玖珠・日田を経由して筑前に向かい、その後肥後に赴くものである。さらに府内目付小栗政信と加藤光直はくじ取をして、加藤が筑前・肥後視察後に府内には戻らず、直接江戸に上ることを決めており、加藤の留守中に今まで贈られた音信物を船に積み、江戸に上の準備をしている。

この後八月二十五日に小栗・加藤はそれぞれ留守を府内において大雨の中出発した⁽⁶⁾。このように慌しく、目的を周囲に秘したまま府内目付は筑前・肥後に向かったわけであるが、筑前行きの目的については【新訂 黒田家譜】の記述から黒田領内の舟入調査であることは明らかである。

肥後行きの目的については【史料八】の末尾にあるように地震による熊本城損壊の視察以外の目的があると見られていた。

一、今度黒田筑前殿御舟之出入ニ付肥後殿御召舟も大きなる由ニて悉はとき申候、江戸より之御詫ニ哉左様成儀然不存候、紀伊國中納言様よりふね大きなると風聞ニ而先御ほとき候へと被仰越趣御内証ニ而御ほとき候由つるさきニ而者風聞仕候、右之舟道具船八艘ニ積肥後江廻り申由ニ候(6)

これは寛永二年八月七日に岡藩船奉行柴山勘兵衛・三佐詰岡藩士から恐らく岡老職にあてた書状の一節である。これから黒田忠之の鳳凰丸事件に関連して肥後の加藤忠広も大船（それも御三家である紀伊の徳川頼宣所有の船よりも大きな）を所有していることが問題になっていたことがわかる。寛永二年当時、九州の外様二大藩において大船所有の問題があり、それを裏付ける舟人調査のために黒田・加藤の領内に府内目付は派遣されたのである。

こうして筑前・肥後へ派遣された府内目付が得た情報が江戸にあげられるルートについては次の史料から知ることができる。

【史料一〇】

一、加藤平内殿八月廿五日ニ其地より筑前へ御越被成、それより此方へ御下り候、幸之儀と存(7)右衛門同道仕御見廻申、右御石垣之儀・三佐舟入無御座候て不成様子具ニ大炊殿・雅樂殿へ被仰上、急度相済候様ニ被仰上可被下と申上候、其後以書状も申入、平内殿拙者方への御返事も遣し候間御披露候て可被下候、(後略)

これは寛永二年一〇月一五日に岡藩の江戸間役武部左京が国元へあてた書状の一節である。この当時岡藩では居城の石垣修復及び松平忠直配流に伴う替地により新しく領地となつた大分郡三佐村の舟入普請について幕府の許可を求めていた。そこで、【史料八】第四条にあるように江戸に先に帰還する府内目付加藤光直へ藩士井上仁右衛門を同道させ、年寄土井利勝・酒井忠世への取り成しを依頼させた。この取り成しは江戸においても武部を通じて書状でなされている。岡藩がこうした依頼を加藤に行うのは、加藤が土井・酒井へ必ず会うこと、つまり年寄へ加藤が筑前・肥後で得た情報を報告することを知つており、年寄への報告の場で加藤が岡藩にとって石垣・舟入普請が必要であることを取り成してくれるることを期待したのである。また、

のことから家光から派遣された加藤光直が、家光の筆頭年寄酒井忠世のみに報告するのではなく、秀忠の筆頭年寄である土井利勝へも報告していることを推測できる。この事実から年寄・直轄軍が西丸（秀忠）・本丸（家光）に分かれ、府内目付もそれから一人ずつ派遣されていても、九州で得た情報を西丸・本丸で共有しようとする姿勢を見出すことができる。

以上のように府内目付は派遣当初から九州において情報収集を行っていた。

その活動を支える移動手段については【史料八】第三条に府内目付が先に肥後に赴いたら、通り道となる岡藩が伝馬人足を負担しなくてはならないとあるように、府内目付が通過する領内へ伝馬人足が課せられていたことがわかる。

また、府内目付は着離任の際に船を用いるが、その船の提供をめぐり諸大名が競合する場合がまま見受けられる。一例として小栗政信の帰任時についてみると、

【史料一】

（前略）加藤肥後殿・長岡越中殿・加藤左馬殿（細川半兵衛）舟之儀申参候へ共 殿様（中川久盛）別而御懇志之儀候間何も御舟御かり不被成候、天神丸ニ御召被成候由御意ニ候、（後略）

これは寛永二年一月一五日に岡藩船奉行柴山勘兵衛・三佐詰岡藩士中川采女が国元の老職にあてた書状の一節である。ここでは小栗の離任にあたり肥後加藤氏・小倉細川氏・伊予松山加藤氏といった瀬戸内海に面した所領を持つ大名から小栗の乗船提供の申し出があり、また前略部分では豊後府内藩主竹中氏からも申し出があったことが述べられている。しかし、岡藩主中川久盛が小栗と特に「御懇志」であるため、小栗はどこからも船を借りず、岡藩所有の天神丸に乗ることにした、とある。

このように府内目付の帰任に際して諸大名から積極的な乗船提供の申し出があり、そこからどこの船を借りるかは府内目付側の選択によるものであった。そしてその判断の基準となるのが「御懇志」である。「御懇志」とは折々の府内目付への進物などで築きあげた府内目付との親しい関係や船提供にあたり一旦断られても何度も申し出るなどの府内目付へ貢献する姿勢（細川半兵衛）と考えられる。

岡藩をはじめ諸大名が熱心に府内目付に接近しようとする背景には府内目付の監察機能だけでなく、幕府年寄へ直接情報を報告することもある。【史料一〇】で岡藩が報告のため帰還する府内目付加藤光直に石垣・舟入の普請許可の幕府年寄への取り成しを依頼したように府内目付を介して年寄衆との交渉回路を確保しようとする思惑があつたと考えられる。⁽¹⁸⁾ 周辺大名が負担していたのは府内目付の移動手段だけではない。

【史料一一】

一、此判形越申候間、自然陸路繼飛脚遣候刻、其外自分之用所相調申候とて、御領分罷通候共、手判引合御改、無別儀可
有御通候、以上

滝川三九郎判

極月朔日

花房勘右衛門判

細川越中守殿

長岡式部殿

有吉頼母殿

長岡監物殿

これは細川氏の寛永五年一二月三日の日帳に記載されている府内目付滝川一積・花房正盛から細川氏の家老にあてた判形の写しである。この判形では府内目付が繼飛脚（おそらく江戸に報告するための）を派遣する際や目付個人の用のための細川領内通行の保障を求めている。

このように府内目付は、自分たちが調査のため通行する地域の大名に課す伝馬人足や諸大名の自発的な（幕府年寄との交渉経路の確保という思惑を持った）船の提供により移動手段を得ていただけでなく、周辺大名へ繼飛脚の通行を保証させることで、江戸への情報伝達手段をも確保しており、そうした上で九州における情報収集活動を可能にしていたと考えられる。

第二節 寛永三年諸大名領内絵図徵収

【史料一三】

謹而言上仕り候、仍豊後御横目衆より御申越候ハ、領分之内并小倉之城・中津御屋敷之繪圖、右 上様(細川吉忠)へ上り申候ニ少も不替様ニ書候て可渡之由、被申越候、(以下略)

これは寛永三年正月二〇日に豊前小倉の細川忠利から同国中津の忠興へあてた書状の一節である。これによるとこの頃府内目付(山角勝成・庄田安照)から細川領内及び居城小倉城と忠興の隠居城である中津城の絵図の提出が求められている。また、その形式は以前(おそらく元和七年(1691))に秀忠へ献上したものと同じものが求められている。では、この時期の領内絵図提出の要求は細川氏だけになされたのであるうか。

【史料一四】

一書令啓上候、今朝小倉より返事持進(中津久昌)内膳様へ右衛門大夫方(木下重徳)より進上被仕候、然者府内御横目衆様より御國之絵図仕り上ケ可申通被仰下候、其元御絵図何様ニ被仰付、御上ヶ被成候哉承度存候、右衛門大夫方(木下重徳)より書状ニて可申入候へ共兩人より各様迄可申入旨被申候、御絵図之下写御座候ハ、此ニ御借被成可被下候、恐惶謹言

閏卯月(正月)十八日

恒川将監

中式部様

山田藏人

中加賀様

まるる(弓)

これは寛永三年閏卯月一八日に豊後日出藩士恒川将監と山田藏人(弓)から岡藩老職にあてた書状である。府内目付から領内絵図の提出を求められた日出藩がそれについて、どのように書いて提出したか絵図の下絵があれば貸して貰いたいと岡藩に依頼し

ている。この内容から寛永三年の初めに府内目付から領内絵図提出の要求が細川氏以外の周辺大名へもなされていることが確認できる。このように寛永三年初頭には府内目付の領内絵図徵収は少なくとも豊前・豊後の二ヶ国に跨ることがわかる。元和・寛永初期における國絵図徵収のあり方を見ると、この時期は慶長國絵図作成から日が経っていないこともあり、全国一斉の徵収はなされず、徵収がされるのは所領替や領主権の相続などの状況の変化に応じた個別的なものが主であつた。⁽¹⁵⁾しかし、この時府内目付から領内絵図提出を求められた面々は所領替や領主権の相続を行っていたわけではない。

この絵図徵収については次の目的が考えられる。現在、寛永四年時点の四国・九州大名の居城、領内状況の探索書が残されている。⁽¹⁶⁾その調査の起点が豊後府内であることから府内藩主竹中氏、府内目付の関与を白峰旬氏は推測している。またいざれの探索書も短期間に調査がなされたにしては極めて詳細な内容であることから現地側の協力があつたことも推測している。今回提示した寛永三年の領内絵図徵収をただちに寛永四年の探索と結びつけることは探索書が対象とする時期と一年のずれがあるため難しいが、寛永四年時点での迅速かつ正確な調査の背景にはその前年に各大名から領内絵図を集め、探索活動の効率化がなされていたと推測できるのではないか。こうした領内絵図の提出が幕府から派遣された目付の活動の便宜を図るものであつたことは、寛永一〇年の巡見使派遣の際に、細川氏から国内巡察のための道筋の休憩地や宿泊地に押紙を貼って示した國絵図が巡見使に提出されたことからもわかる。⁽¹⁷⁾寛永三年の領内絵図徵収は以降の府内目付の情報収集活動において基本となる地理情報の蓄積がなされていたものと評価できる。

第三章 幕藩交渉における府内目付

第一、二章で府内目付の制度的実態をみた。本章では第二章で触れた府内目付の幕府年寄との連結回路としての役割について注目し、幕藩間における府内目付の位置について寛永一年の岡藩と幕府との二つの交渉を通じて検討する。

第一節 岡城石垣・三佐村舟入普請許可申請

第一章で述べたが黒田領の調査を終えて江戸へ帰還する府内目付加藤光直に岡藩は居城石垣の修復・三佐村舟入普請について幕府年寄への取成しを依頼している。⁽²⁵⁾ 次にあげる【史料一五】(A) (B) は寛永二年一〇月一五日に岡藩江戸聞役武部左京が国元へあてた書状の一節である。

【史料一五】(A)

(前略) 三佐村舟入又はていしかきの儀兩秀忠・家光 上様御前相済使者上せ申候、右式ヶ所之儀加藤平内殿・小栗又市殿御存之儀ニ御座候間當年ハ三佐村舟入被申付候儀ハ寒天の時分ニ罷成間敷候來春被申付候ハ、御案内可被申上候、御前相済申段合意段・庄田船 両所庄田 へも具ニ申上候

前略部分では新しい府内目付として山角勝成・庄田安照が任せられたこと、山角への府内への船提供交渉、山角・庄田への武部の見舞いについて述べられている。ここでは三佐村の舟入と岡城の石垣普請について幕府への許可申請が行われ、秀忠・家光への披露が済んだこと、それを府内目付として派遣される山角・庄田へ武部が伝えていることがわかる。

【史料一五】(B)

一、ほて石垣・三佐村御舟入之儀急度御普請可被仰付旨一昨日御詫相済申候、今度此式ヶ所之様子其元元御越候絵図ハ右いしきの所迄ニて御合点參りかね申ニ付、一一右井上・右 と談合仕り鳥の子おのこ一枚ニかゝせ候て、あけ申候、則其絵図御年寄衆ニ留被置候間、右絵図ニて被仰上候御石垣之外ハ少も御普請被成間敷由、高木九兵衛殿・堀因幡殿御内証ニ候間、其御分別御尤ニ存候、此御両所御大事ニ被仰候ハ、拙者推量者國大名衆居城之御普請堅御法度ニ候へ共、者むさみ 候まき 御石垣ハ上下之道のかよひ不罷成候故被仰出候、併左様之石垣も上下之道かよいニも不成所か將又御城之御やうがいニ成申所か又ハ右之□ニ能次而と思召候よの所御普請も被成候而、府内之御目付衆ニ被仰付其元へ

切々下横目衆被遣御見せ被成、折々爰元へ言上被申上候様ニ定而山角藤^(シロガタ)兵衛殿・庄田小左衛門殿此御両所へ被仰付候可被遣かと存候條、大事之御事と拙者式方々の事承及拵申上候、右之外御普請ハ被成間敷かと存候へ共申上候もし公儀御大事今ハ甲斐中納言・尾張様・紀伊國様ケ様の御子様達さへ御機遣被成、万事大炊殿^(オホカイジ)・雅樂殿^(ヨウガクジ)などハ不及申因幡殿^(ヒロシマ)やう成衆迄江折々御音信中々我もくと公儀ヘ金銀物を入申候浮世と相見申候事

ここで普請許可が出たのが一〇月一三日であることがわかる。普請申請がされる際に絵図（三佐村舟入・岡城石垣）が提出されていたが、岡城石垣については幕府年寄衆の了解が得られなかつたので江戸で新たに絵図を描かせて幕府年寄衆に提出している。さらに実際の普請については西丸使番高木正次と本丸目付で岡藩主中川久盛縁戚の堀秀信から「御内証」として内情が伝えられている。それは年寄衆へ提出した絵図で示した箇所以外を普請してはならないこと。さらに石垣について国大名の居城普請が禁止されている現在、普請理由が本当に交通に支障があるためなのか、それとも軍事目的なのかを確認するため今度派遣される府内目付山角・庄田には、その都度下横目を岡城へ派遣し、江戸へ報告することが命じられている、ということである。

この普請交渉では府内目付の果たした役割が幕府と藩との連絡回路としてだけでなく、交渉の過程で幕府から提示された条件（この場合は非軍事目的での石垣普請）が守られているかを監視し江戸へ報告することで、その条件を実効力あるものとすることでもあることがわかる。そのため武部が（A）で示すように、現任、新任の府内目付がこの普請について知っているかどうかということに注意を払っているのである。

第二節 鉛献上交渉

岡藩は領地の大部分が山間地であり農業生産力は低かったが、銀や鉛などの鉱物資源を藩政初期から産出していた。

【史料一六】

態令啓上候、仍頃奥嶽ニ細鉛くさりニ切付申まぶ出来申候、然ハ当春彼地ニ錫山出来申刻も
証被仰入之由候、左様ニ候へハ御兩人御目付衆様へ御見廻之刻雜談之様ニ日外從^(中川久盛)内膳方御内証被申上候□□錫くさりハ
され申、此比少鉛くさり出来申候、然々之儀ニ而無御座候故内膳方へも不申遣候へ共先御内談申上由可被仰上候、恐惶謹
言

尚々所御尋被成候者右 殿様より被仰遣砌之木浦山ツ、きと被仰候間今以無相違様ニ可被仰上候、以上
（西本六生）
九月六日 中式部

上源太様

菅入

柴勘兵様

池監物

參人々御中

中主馬

中隼人(セイ)

これは寛永元年九月六日に岡老職から岡藩船奉行柴山勘兵衛・三佐詰岡藩士上嶋源太夫にあてた書状である。これから岡藩領内奥嶽（現豊後大野市）においてこの春に錫が、秋には鉛が産出されたことがわかる。さらに錫産出の際、府内目付（駒井親直・近藤用政）へ藩主中川久盛から内々に報告がされており、今回の鉛産出も江戸へ上った藩主に代わり、柴山と上嶋が府内目付を見舞つた時に、錫が産出されなくなり、そのかわり鉛が少し出るようになったことを雑談のように報告し、またこの報告が江戸にいる藩主よりも先に府内目付へされたものであることを府内目付へ伝えるように命じている。

【史料一七】

態以飛脚申上候

一、昨日御目付衆様へ御礼ニ致伺公則 駒井右京様へ奥嶽山之儀御書中之通ニ雜談之様ニ申上候へ者 右京様被仰候ハ、
一段目出度事候千貫目共御運上あかり申ほとの銀山ニ而候へ者 上様へ上り申儀ニ候へ共、ケ様之鉛山など之儀ハふ

かしからぬ山之事候間被入御精山ニ成立申様ニ被成候様ニ申遣候へ 内膳様御為ニ而候との被仰事ニ御座候、縦五百貫目、六百貫目など出申分ニ而ハふかしからざる事候、其上方々ニ銀山候へ共、五百貫目、六百貫目など出申分ニハ不被召上候、せめて千貫目共出候ハてハ 上様御山ニハ成不申由被仰候間、兩人申上候者右ニ錫少出申候割も内証御申上候、其後申続申候て此比鉛之ほそくたり出申ニ付御内証申上通申上候へハ、一段と御氣色能御座候 内膳様御為にて候間御機遣なく被入御精候様ニ申遣候へとの被仰事ニ御座候⁽⁶⁾

これは寛永元年九月一〇日に柴山・上嶋から岡老職へあてた書状の一節である。これから柴山・上嶋と府内目付駒井親直との話の内容、さらに岡藩が鉛山発見を府内目付に報告した理由がわかる。柴山・上嶋両名は九月九日に府内目付のもとを訪れた際、【史料一六】での指示通りに奥歓から錫の産出が無くなり、そのかわり鉛が少し出るようになったことを駒井に伝えた。駒井は産出状況について詳しく報告されたことについて大いに喜び、鉛山については千貫目あがるほどの銀山ならともかく鉛山では「上様」直轄の山として召し上げられることはなく、岡藩の鉛山として經營してよいと他の事例をまじえつつ判断を示している。

書状の記述から岡藩が府内目付へ鉛山発見の報告をした目的は鉛山の帰属が幕府になるか、藩になるかの判断を示されることにあったと推測できる。府内目付の判断を岡藩が信頼したのは、第一章で述べたように府内目付が九州の情報を幕府年寄へ報告するという直結した関係にあり、岡藩は府内目付の判断が少なくとも幕府年寄の判断と近いものと評価していたためと考えられる。また駒井自身も比較事例となる他の銀山の処遇について知識を持っており、判断を下しうる者としても認識されていた。

このように府内目付への報告を経て岡藩は領内鉛山の処遇について見通しを得た。それから半年後、江戸では岡藩領内で産出された鉛の秀忠・家光への献上交渉が行われていた。

【史料一八】

いつも上様へ鉛上候間、此度も上可申と、堀因州(酒井忠世)を以雅樂殿(酒井忠世)へ御談合申候処、山惡敷候ニ過分ニ上候儀も不人事と、内証被仰聞候故、三千斤宛(中川秀忠・主馬)兩御所様へ上ヶ申告二候、然処ニ相國様無御他界已前ニ如何程年々ニ上ヶ申候哉其刻兩御所様へも上申候哉右之ひかへ書付上ヶ候へと、大炊殿(土井利勝)・主計殿(井上正就)・雅樂殿被仰候、ひかへ無御座由候へハ不念ニて候間、国本ニひかへも可有御座候かと存候由、申入候、其方ニテ助左衛門・孫右衛門・兵部算用状せんざく候て、右ら鉛上ヶ申ひかへ、もくろく作り候て、自身之者ニ能申渡可被差上候、氣遣なる儀候而者無之候いそき皆々令談合目録作り候て上せ可被申候、謹言(2)

尚々氣遣成儀ニ而者無之候、前廉も相國様(中川秀忠)・公方様御兩所様へ上申候ハヽ、只今も兩御所様へ上可申候、左様ニも無之候ハヽ、両御所様へハ無用之由被仰聞候、以上

三月廿八日

御判

中川式部・菅道夫・池田監物・中川左馬・主馬(3)

これは寛永二年三月二八日に岡藩主中川久盛が国元の老職にあてた書状である。これによると久盛は「上様」へ領内産出の鉛を献上しようと堀秀信を通じて本丸年寄酒井忠世と献上する鉛の量について相談した。初めは一万斤(4)ずつ秀忠・家光へ献上する予定であったが、酒井から鉛山の産出状況が悪いのに過分に献上する必要はないと助言され三千斤ずつ献上することにしている。その後、幕府年寄衆に正式に鉛献上を申し出たが、西丸年寄土井利勝・井上正就、酒井から徳川家康生前における年々の鉛献上量を記した控えの書付の提出を求められ、同時に家康・秀忠両方に献上を行っていたかを尋ねられている。久盛は国元に控えがあると年寄衆へ答えたので国元で当時の担当者の算用状等を探し出し、目録にして江戸へ持ってくるように命じている。

国元では久盛の命を受け作業にあたるが成果ははかばかしくなかった。そのため「慥ニも無之帳を江戸御年寄衆様へ御上被成候事如何と存候」としながらも、発見した古帳を吉田作兵衛に持たせてそのまま江戸に上げるしかなかった。

【史料一九】

一、吉田作兵ヘニ御越被成候古帳のおもて慶長拾六年より此方の分作兵と談合仕目録ニ作り高木九兵^{正次}ヘ殿へ持參仕候 殿様^{山内公次}
ヘハ作兵路次ニテ被得御意旨大方の御差図ニテ拙者式ニ目録つくらせ候様ニと被仰下候、大事之儀と存候へ共、別兼
申方無御座候ヘハ作兵と談合仕相究上申候、一段ト可然由九兵衛殿被仰大炊^{土井利勝}殿・雅樂殿^{高木忠世}へ被懸御目ニ、別ニ御さ
つと之儀ハ少も無御座候間可御心安候事

一、殿様今度爰^は元御逗留之内ニ兩^{使三番目}上^{家モ}様^{家モ}ヘ大坂ニテ鉛三千斤ツ、進上被成度と被仰候ヘハ先々其元より作兵ニ御越候ま
へより進上之付御覽候て其上ニテ御披露おも可被成と御ためらひおき候処ニ今度作兵ニ參候付を指上候てより此三千斤
ツ、のなまり両上様へ御披露被成御機嫌よく上り申候、其御心得可被成候、然者合六千斤ニテ御座候なまり大坂ニ可
有御座候哉、若六千斤の都合無御座候者早々御上せ尤ニ存候、大坂ニテ嶋田^{越前}殿御請取候様ニと大炊殿・雅樂殿御
念入申候事

一、なまり山今ハ出不申様ニ御聞被成候間、御上被成候てハ不入様ニも雅樂殿・大炊殿なども被仰候へ共、殿様御為に
ハ、山ニテ出申分有次第と思召御上被成候て已來の御ためニ一段と能御座候、内々其御心得可被成候、國々所々ニ御
目付衆候てさつまの事も五日、三日之内ニ其まゝそれ申候間万事ニ左様の御心得 殿様の御ためニ可然かと奉存候事
これは同年七月九日に武部左京が国元へあてた書状の一節である。これによると吉田作兵衛が国元から持ってきた鉛献上の
慶長一六年から現在までの古帳を元に吉田と武部が藩主の大体の指示のもと、共同で目録を江戸で作成し、高木正次へ提出し
ている。高木はそれを西丸筆頭年寄土井利勝、本丸筆頭年寄酒井忠世へ上げ、問題なく受理された。年寄への目録提出により
岡藩の鉛献上の申し出は年寄から秀忠・家光に披露され、大坂で合計六千斤の鉛を大坂町奉行嶋田直時へ引き渡すこととなつ

た。今後の鉛献上については土井・酒井は岡藩領内の鉱山の産出状況が良くないので今後の鉛献上には及ばないと伝えている。しかし、武部の觀察では産出した分だけ献上するのが藩主のためになること、現在国々には日付がおり薩摩のことでも三、五日の間に江戸へ報告されると述べている。

以上の交渉の流れで注目されることが二つある。

一つは中川久盛が幕府年寄衆へ鉛献上の申し出を行う前に縁戚の旗本堀秀信（本丸所属）を通じて本丸筆頭年寄酒井忠世と鉛献上量を取り決めていることである。⁽⁸⁾

もう一つは事前の相談の中で酒井が「山惡敷候ニ」と岡藩領内の鉱山の状況を踏まえて献上する鉛の量を決めていることである。酒井がこうした情報を入手した経路については二つ考えられる。一つは中川久盛との相談の席上、もう一つは江戸へ帰還した府内目付駒井親直・近藤用政である。【史料一七】で見たように寛永元年九月に岡藩は領内の鉱山の状況を駒井に報告している。その後駒井は同年一〇月三日に府内を離れているので遅くとも同年末には江戸へ到着していたと考えられ、駒井の江戸帰着の際に年寄衆へ九州の情勢と共に岡藩領内の鉱山の状況が伝えられたと推測される。この推測は【史料一九】で酒井と土井が「なまり山今ハ出不申様ニ御聞被成候間」とやはり岡藩領内の鉱山産出の状況を踏まえて今後の鉛献上について述べていること、「國々所々ニ御目付衆候てさつまの事も五日、三日之内ニ其まゝそれ申」などということから裏付けられると考える。

このように江戸における鉛献上交渉において岡藩は藩主の縁戚旗本を通じて年寄と事前協議を行い正式な交渉に備えていた。またそうした事前協議や実際の交渉において年寄は府内目付から得た岡藩領内の鉱山産出状況の情報を元に岡藩側に献上量や今後の献上について指導を行っている。府内目付がこのような情報を江戸に上げることができたのは、府内目付自身の情報収集活動のみならず、藩側から鉱山所属の判断を示しうる存在として府内目付が認識され鉱山発見の報を受けることができたことも大きい。現地豊後国での府内目付の情報収集、鉱山所属の判断が江戸における幕藩交渉で大きな役割を果たしていたと見えた。

ることができる。

また今回見た鉛山発見から鉛献上にいたるまでの過程は慶長期のそれと比較すると大きく異なる。岡藩では慶長期に領内で銀山が発見されているが、その報告は駿府奉行人の村越直吉になされ、村越を通して銀山の所属についての家康の指示が出されている。⁽⁸⁾ 慶长期は領内の鉛山の処遇について駿府まで問い合わせる必要があったのに対し、寛永初期の豊後国では藩近隣に幕府から派遣された旗本である府内目付へ鉛山の発見報告がされ、その後の処置についての指示が府内目付から出されていた。これは府内目付が幕府年寄と直結の関係にあったこと、また将軍権力が慶长期よりも強大になったことを受けたものと考えられる。

おわりに

松平忠直が豊後に流された元和九年から毎年定期的に秀忠・家光のもとから一人ずつ府内目付は派遣されていた。その任務として九州の監察が当初からあり、任務を果たすための移動手段、情報伝達手段が周辺大名により確保されていた。また府内目付は九州の情報を幕府年寄へ直接報告するため、年寄との交渉回路として周辺大名に期待され進物献上などによる関係構築が図られており、さらに年寄に近いことから鉛山所属などの判断を示すことが求められ、大名の側から積極的に自領内の情報を伝えられることがあった。そうして江戸に上げられた情報は幕藩交渉においても活用され、的確な大名指導の基礎となった。府内目付は有力な譜代大名がいないなかで幕府の九州支配の中心としてあったと言える。

こうした府内目付の活動を可能とした背景には大御所秀忠の権威確立がある。大坂冬・夏両陣、元和五年の豊臣恩顧の国持大名福島正則、元和九年の將軍一門の雄である松平忠直の改易⁽⁹⁾を経て、秀忠は自身の権威を確固たるものとした。【史料一五】
 (B) 末尾に「公儀御大事今ハ甲斐^(北川姓)中納言・尾張様^(徳川姓)・紀伊國様^(松平姓)の御子様達さへ御機遣被成、万事^(吉川姓)大炊殿^(鍋井姓)・雅楽殿^(高井姓)などハ不及申因^(高井姓)幡殿やう成衆迄江折々御音信中々我もくと 公儀へ金銀物を入申候浮世と相見申候事」とあるように將軍一門の最有力

者である忠長以下ですら秀忠の威に服し、さらに秀忠の権威を背景に幕府年寄は勿論、年寄と大名の間を取り持つ旗本の権勢も上がっていることもわかる。こうした圧倒的な秀忠の権威を背景に、また幕府年寄との取次として府内目付は九州での情報収集を行ない得た。

しかし、これは秀忠個人に頼ったものであり、また府内目付内部に家光から派遣された者の秀忠から派遣された者への遠慮という二元政治的構造の矛盾もあつた。そのため寛永九年の秀忠の死により前提となる権威者を失つた幕府の九州政策は新たな支配体制を必要とした。それが肥後加藤氏の改易であり⁽⁵⁴⁾「御代始の御法度」と呼ばれたそれにより家光は自身の権威を確立し、熊本城受取りに九州大名を動員することで譜代・外様の別なく單一の軍役体系に組み込んだ。さらに豊前・豊後に譜代の武功派である小笠原氏を配置する。小笠原氏の役割は九州大名へ軍事的圧力を加えるだけでなく、必要に応じて「家」の関係を通じて九州大名の政治を国目付と共に監察することでもあった⁽⁵⁵⁾。

こうして新たに一人の権威者により権力が掌握され、九州に各大名と縁戚関係を持つ有力譜代大名が配置されることで幕府の九州支配が進展し、それと同時に府内目付のあり方、幕府の九州政策上の位置付も変化したことが考えられるが、その具体的な方については今後の課題とした⁽⁵⁶⁾。

注

(53) 安達裕之「大船の没収と大船建造禁止令の制定」(『海事史研究』四八、一九九一)。

(54) 寛永二年一〇月一五日武部左京書状(國元宛)『中川家記事記録』N-101。

(55) 『寛永諸家系図伝』第三(続群書類從完成会、一九八〇)、一五〇~一五三頁。

(56) 注(54)と同じ。

(57) 「新訂黒田家譜」第一巻(文献出版、一九八一)、四~五頁。

(58) 寛永二年八月一四日柴山勘兵衛・上嶋源太夫書状（中川式部宛）『中川家記事記録』N-1〇1。

(59) 「中川家記事記録」N-1〇1。

(60) 「熊本藩年表稿」（細川藩政史研究会、一九七四）の寛永二年六月一七日条によると、この夜熊本地方を大地震が襲い、熊本城内も被害が甚だしく煙硝倉が燃えた、とある。

(61) 寛永二年八月一五日柴山勘兵衛・上嶋源太夫書状（岡老職宛）『中川家記事記録』N-1〇1。

(62) 「中川家記事記録」N-1〇1。

(63) 注（20）に同じ。

(64) この許可申請交渉については第三章第一節で述べる。

(65) 「中川家記事記録」N-1〇1。

(66) 団藩は機会あることに府内目付への進物贈呈を行っている。小栗・加藤に対しても判明するだけで寛永元年一〇月二六日、一二月朔日、寛永二年始、五月四日、五月一一日に進物を献上している。また果たせなかつたが肥後から青銅を購入して献上しようともしている（いずれも「中川家記事記録」N-1〇1より）。また、細川氏も進物贈呈を頻繁に行っていたことが「細川小倉譜」（一）～（三）から確認できる。

(67) この時岡藩は船提供の申し出を一旦断られているが、その後何度も申し出しており（寛永二年十月一九日中川采女書状（岡老職宛）『中川家記事記録』N-1〇1），こうしたことも「御懇意」と評価されたと考えられる。

(68) 寛安・承応期の長門国目付をみると、秋藩と隣藩石見津和野藩との走百姓返還交渉がこじれた際、秋藩は元長門国目付石川貴成を頼つている（長谷川成一「長門国目付について」『山口県地方史研究』三六・三七、一九七六・一九七七）。

(69) 注（28）に同じ。

(70) 田淵氏も前掲論文で指摘しているが、寛永九年（一六三二）六月の肥後加藤氏改易の際には『江戸幕府日記』第一（ゆまに書房、一〇〇

○二三) では大坂、京都と並び豊後あるいは豊後秋原からの江戸への次飛脚が確認できる。また、寛永十五年の島原の乱においても、「江戸幕府日記」第六（ゆまに書房、一〇〇三）で、豊後から江戸への次飛脚の事例が多数確認できる。おそらく九州から江戸への情勢報告は主に次飛脚でなされたものと考えられる。

(71) 「大日本近世史料 細川家史料」第九（東京大学出版会、一九八四）一〇〇四。

(72) 川村博忠「国絵図」（吉川弘文館、一九九〇）によると藩主が細川忠興から忠利へ交代したのに伴い、元和七年に領内絵図が幕府へ提出された。

(73) 「中川家記事記録」N-104。

(74) 豊後国日出藩の上士の系図である「日出藩 御家中系図」（日出町立図書館、一九七二）に木下延俊（一五七七～一六四一）代の家老として恒川将監の名が見える。また、「細川小倉藩」(一) 寛永五年七月廿二日条には「木下左兵^{（左近）}山田藏人所」とある。木下俊治は延俊の嫡男であるので、山田蔵人も日出藩士であることがわかる。

(75) 川村前掲書、五七頁。

(76) 白峰旬「幕府権力と城郭統制」第四章、第五章（岩田書院、一〇〇六）。

(77) 川村前掲書、六〇～六一頁。

(78) 元和九年に松平忠直が豊後に配流され、岡藩の舟着場であった大分川河口の萩原村以下四ヶ村を収公され替地として大野川河口の三佐村・海原村ほか二ヶ村を与えられた。その後二年を経た寛永二年六月の時点においても三佐村には舟着施設が整っておらず（寛永二年六月二五日柴山勘兵衛書状（岡老職宛）「中川家記事記録」N-103）、普請の必要性があった。加藤への依頼（寛永二年八月）はこうした状況を踏まえたものであった。

(79) 注（20）に同じ。

(80) 「寛政重修諸家譜」第五（続群書類從完成会、一九六四）二七～二八頁、第十二（続群書類從完成会、一九六五）三八五～三八六頁、

『寛永諸家系図伝』第九（続群書類從完成会、一九八六）一一五～一二六頁。また堀は弟新庄直房（本丸所屬、「寛永諸家系図伝」第八（続群書類從完成会、一九八五）一五四～一五五頁）とともに岡藩に府内目付の紹介や幕府への進物献上についての指導を行い、第二節でも見るようすに本丸筆頭年寄の酒井忠世と岡藩との取次でもある。

(81) 「中川家記事記録」N1-101四。

(82) 右に同じ。

(83) 「中川家記事記録」N1-101一。

(84) 寛永二年三月一八日武部左京書状（国元宛）「中川家記事記録」N1-101三。

(85) ただし、このとき幕府側が出した条件の内、本命は鉛献上量を記した書付の提出にあつたことが西丸使番高木正次から伝えられている

(注) (84) より。

(86) 寛永二年卯月一六日中川式部他八名書状（武部左京他三名宛）「中川家記事記録」N1-101二。

(87) 「中川家記事記録」N1-101三。

(88) 酒井が岡藩との相談に応じているのは、堀の取次によるものもあるが、元々岡藩とは親しいことがあげられる（寛永二年七月九日武部左京書状（国元宛）、寛永二年霜月一三日武部左京書状（国元宛）共に「中川家記事記録」N1-101三）。

(89) 「中川家文書」（神戸大学日本史研究室臨川書店、一九八七）、一二二号。

(90) 特に忠直の改易については、忠直だけでなく紀伊頼宣のような將軍一門についても反將軍の動きが囁かれており（高木昭作「出頭人本多正純の改易」『日本近世國家史の研究』岩波書店、一九九〇）、一種の政治的危機の中で断行された。

(91) 加藤氏の改易前から九州の国替えが噂されていたことが指摘されているが（朝尾直弘「將軍政治の権力構造」（『朝尾直弘著作集』第三卷、岩波書店、一〇〇四）、これは秀忠大御所期の九州支配の問題点を諸大名も認識していたことを示すものと考える。

(92) 朝尾前掲論文。

(93) また本稿では幕府の九州政策上、特異な位置を占める府内藩主竹中氏、日根野氏との関係を検討することができなかった。これについても今後の課題としている。

【付記】

本稿は平成一八年一月に関西学院大学に提出した修士論文の一部を加筆・訂正したものである。作成にあたり関西学院大学教授志村洋先生をはじめ、関西学院大学近世史ゼミの皆様には多大なるご教示をたまわりました。また、史料の閲覧に際しては、中川久定氏、竹田市立歴史資料館の方々にお世話になりました。ここに末筆ながらお礼申し上げます。